

資料 6 - 4

構成員限り

有線放送による放送の再送信に関する研究会

最終とりまとめ（素案）

削除: 中間

平成 20年〇月

削除: 19

削除: 12

第 I 部 再送信同意制度の現状と課題

1	問題の概要	1
(1)	有線テレビジョン放送の分類と意義	1
(2)	区域外再送信の状況	2
2	再送信同意制度及び裁定制度の立法趣旨等	4
(1)	再送信同意制度の立法趣旨	4
(2)	裁定制度の概要とこれまでの経緯	5
3	再送信を取り巻く環境の変化	7
(1)	有線テレビジョン放送の変化	7
(2)	有線テレビジョン放送以外のメディアの変化	10
(3)	国民視聴者の生活環境の変化	12
4	有線テレビジョン放送事業者及び地上放送事業者の間の主な争点	14
(1)	有線テレビジョン放送事業者（CATV連盟）の主な主張	14
(2)	地上放送事業者（民放連）の主な主張	16

第Ⅱ部 対応の方向性

1 検討の視点	20
2 課題に関する対応の方向性	22
(1) 再送信同意制度の意義	22
(2) 裁定制度の意義	23
(3) 裁定の基準の見直し等	25
(4) 協議の円滑化のための措置	31
(5) 著作権法との関係	32
(6) 中期的な課題	33
参考資料	35

索引

第 I 部 再送信同意制度の現状と課題

1 問題の概要

(1) 有線テレビジョン放送の分類と意義

「有線テレビジョン放送」とは、有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号。以下「有テレ法」という。）第2条第1項において、「有線放送（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信をいう。（略））であつて、（略）有線ラジオ放送以外のものをいう。」と定義されている。

また、有線テレビジョン放送については、自ら制作等したコンテンツをコミュニティチャンネル等で有線放送する「自主放送」、地上放送事業者等の放送を受信して、それを有線放送する「再送信」に大別される。

このうち、再送信については、放送事業者の放送番組が当該放送事業者の放送対象地域¹内で再送信される「区域内再送信」と、その放送対象地域外で再送信される「区域外再送信」に分類される。有線テレビジョン放送による地上放送の区域内再送信は、その放送対象地域内の難視聴地域等においても放送番組を受信できる環境を構築することに貢献している²。また、区域外再送信は、地域ニーズに応じて、近隣の放送対象地域の放送事業者の放送番組を住民に提供している。

¹ 地上テレビジョン放送を行う一般放送事業者（以下「地上放送事業者」という。）は、放送対象地域ごとに放送免許が付与されている。放送対象地域とは、同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域（放送法第2条の2第2項）のことであり、その地域の自然的、経済的、社会的、文化的諸事情や周波数の効率的使用を考慮して、放送普及基本計画において規定されているものである。

² なお、有テレ法には、総務大臣が指定した受信障害発生区域内で有線テレビジョン放送の業務を行う有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者に対して、その指定区域内においては、区域内再送信を行う義務を課す規定がある（有テレ法第13条第1項）。ただし、これまでこの総務大臣による受信障害発生区域の指定が行われたことはない。

(2) 区域外再送信の状況

区域内再送信は、地域住民が放送対象地域内の放送を難視聴地域等においても受信できるようにするものであり、放送法（昭和25年法律第132号）第2条の2第6項の「放送事業者（略）は、その行う放送に係る放送対象地域において、当該放送があまねく受信できるよう努めるものとする」の規定の趣旨に資するものとして、放送事業者と有線テレビジョン放送事業者の間で大きな問題なく再送信が行われてきている。

一方で、区域外再送信は、これまで、地域住民に近隣の放送対象地域の地域情報等を提供するものとして、地上アナログ放送において広く行われていた。しかしながら、地上放送事業者の経営環境が厳しさを増す一方で、有線テレビジョン放送事業者においては、インターネット接続、IP電話と併せた、いわゆる「トリプルプレイ」の提供が行われ、収益力の向上等が見られるところ、地上放送事業者から、区域外再送信を見直すべきとの声が高まってきた。このようなこともあり、地上デジタル放送の再送信同意に関して協議が難航し、地上アナログ放送では同意を得ていた放送についても、デジタルでは同意が得られない場合も生じている。

また、アナログ放送の区域外再送信について、当初同意が得られたものの、その後同意書の更新がなされないままに継続されているものがあり、こうした再送信が2006（平成18）年9月時点で、310チャンネル存在する旨の国会答弁がなされている（2007（平成19）年3月8日参議院予算委員会）。

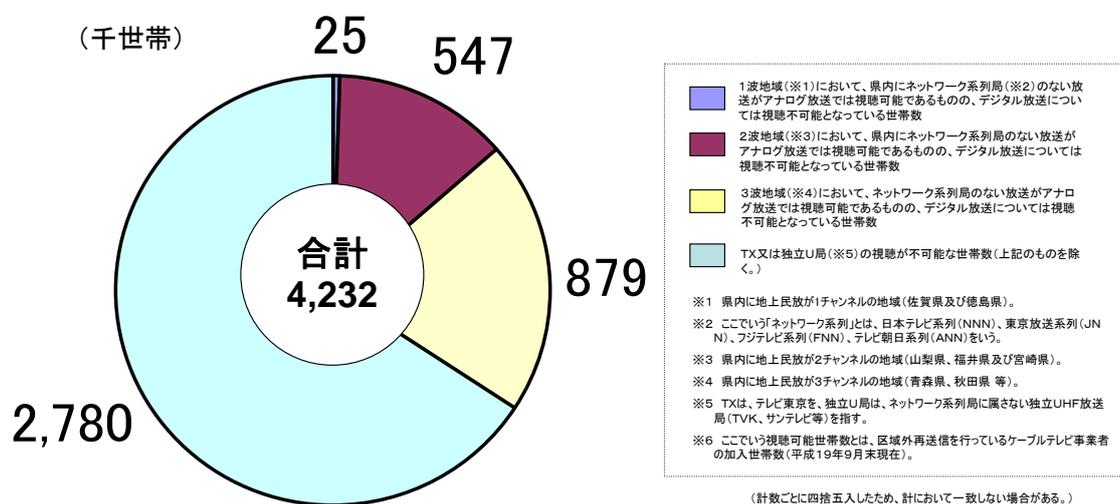
地上デジタル放送への移行が進展する中で、このまま区域外再送信の同意が得られなかった場合、これまで視聴してきた世帯のうち、地元いわゆる系列局のない地上放送が視聴不可能となる可能性のある世帯³は、2007（平成19）年2月末現在、423万世帯（全世帯の8.2%）⁴と推定される。このうち、いわゆる少数チャンネル地域（その地域の地上民間放送が3波以下の地域をいう。以下同じ。）においては、141万世帯（全世帯の2.7%）にのぼる（図1）と推定される⁵。

³ 現在地元いわゆる系列局がない放送について、地上アナログ放送では有線テレビジョン放送による区域外再送信によって視聴が可能であるものの、地上デジタル放送については再送信同意が得られていないため、当該放送が視聴不可能となっている世帯。

⁴ 総務省調査及び総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数（2007（平成19）年3月31日現在）」より推計。

⁵ ただし、番組販売等により、個別の人気コンテンツについて地元の放送局の放送番組として視聴することはあり得る。

図1 地上アナログ放送から地上デジタル放送への移行に当たり区域外再送信の視聴が不可能となる可能性がある世帯数⁴（地元いわゆる系列局がない放送に限る。）



2 再送信同意制度及び裁定制度の立法趣旨等

(1) 再送信同意制度の立法趣旨

有線テレビジョン放送事業者は、有テレ法第13条第2項の規定により、放送事業者の同意を得なければ、放送事業者のテレビジョン放送を受信し、再送信してはならないとされている⁶。

再送信同意制度の趣旨については、有線テレビジョン放送法案が審議された1972（昭和47）年5月18日の衆議院通信委員会の質疑において、政府参考人から、「この同意の問題は、現在の有線放送業務の運用の規正に関する法律というものがございまして、これをそのまま持ってきたわけでありまして」と答弁され、有テレ法の同意制度が有線放送業務の運用の規正に関する法律（昭和26年法律第135号。後に「有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律」と改称）の同意制度と同じ趣旨で設けられたことを明らかにしている。

この点、有線放送業務の運用の規正に関する法律案が審議された1951（昭和26）年3月26日の参議院電気通信委員会の質疑においては、当時、放送事業者の著作隣接権を保護する規定が著作権法上措置されていなかったが、提案者から、「中継、特に録音中継の場合における放送著作権の保護と、いわゆるこまぎれ放送による権利の侵害を防止するためであります」と答弁されている⁷。

なお、再送信同意制度と著作権法（昭和45年法律第48号）に基づく著作隣接権等の関係について、再送信同意制度が導入された1972（昭和47）年第68回国会においては、政府参考人から、著作権法は「私権という形で放送事業者に権利を付与したものでございまして、そもそも本来予定しております法の領域が違っております。」と答弁され、再送信同意制度と著作権法に基づく著作隣接権制度は全く別個のものである旨述べられている⁸。

⁶ 有テレ法第13条第2項の規定は、放送事業者の放送だけでなく、電気通信役務利用放送法（平成13年法律第85号。以下「役務利用放送法」という。）第2条第3項に規定される電気通信役務利用放送事業者の電気通信役務利用放送の再送信に関しても同意を必要としている。

⁷ 巻末参考資料⑦資料集P7参照

⁸ 巻末参考資料⑦資料集P21参照

(2) 裁定制度の概要とこれまでの経緯

有テレ法第13条第3項から第8項までに規定する裁定制度（以下「裁定制度」という。）は、有テレ法制定時にはなかったが、有線テレビジョン放送が揺籃期にあるとされていた1986（昭和61）年に導入された。当時、区域内再送信に加えて、区域外再送信や自主放送も行う有線テレビジョン放送事業者が増加する中で、地上放送事業者から再送信同意が拒否される事例が増えてきた。この問題を解決するため、再送信同意に係る紛争に関する有線テレビジョン放送事業者からの申請に基づき、郵政大臣が裁定を行うこととする制度が1986（昭和61）年に導入された⁹。裁定制度の導入に関する有テレ法改正が審議された第104回国会においては、再送信に係る同意をしないことにつき「正当な理由」がある場合として、以下の5つの基準が例示された。

- i) 放送番組が放送事業者の意に反して、一部カットして放送される場合
- ii) 放送事業者の意に反して、異時再送信される場合
- iii) 放送時間の開始前や終了後に、そのチャンネルで別の番組の有線放送を行い、放送事業者の放送番組か他の番組か混乱が生じる場合
- iv) 有線テレビジョン放送の施設が確実に設置できる見通しがなく、施設設置の資金的基礎が十分でない等、有線テレビジョン放送事業者としての適格性に問題があるとされる場合
- v) 有線テレビジョン放送の受送信技術レベルが低く良質な再送信が期待できない場合

なお、裁定制度は、有テレ法にのみ設けられている¹⁰が、これは、有線テレビジョン放送が難視聴地域等における地上放送の再送信メディアとしてテレビジョン放送を再送信する場合に、再送信に係る同意が得られない事態が頻発すると有線テレビジョン放送の健全な発達を阻害することから、これを防ぐためとされている。

これまで、総務大臣の裁定については、いずれも区域外再送信に関するものとして、地上アナログ放送では2件、地上デジタル放送では1件行われている。

⁹ 巻末参考資料⑦資料集P10参照

¹⁰ 放送番組の再送信又は再放送に関しては、放送法、有テレ法、役務利用放送法、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和26年法律第135号）のいずれの法律にも、その放送番組の放送を行っている放送事業者から同意を得なければならないこととされている。

具体的には、地上アナログ放送に関する裁定については、1987（昭和62）年に、島根県の有線テレビジョン放送事業者が兵庫県の地上放送事業者の再送信同意を求めたものと、1993（平成5）年に、高知県の有線テレビジョン放送事業者が岡山県・香川県の地上放送事業者の再送信同意を求めたものの合計2件があり、いずれも同意裁定となった。2007（平成19）年5月には、中国地方の有線テレビジョン放送事業者11者が岡山県又は広島県の地上放送事業者の再送信同意を求めて裁定申請を行っているところである。

また、地上デジタル放送に関する裁定については、2007（平成19）年3月に、大分県の有線テレビジョン放送事業者4者が福岡県の地上放送事業者4者の再送信同意を求めた1件があるが、同年8月、同意裁定となった。同年6月には、長野県の有線テレビジョン放送事業者2者が関東広域圏の地上放送事業者5者の再送信同意を求めて裁定申請を行ったところである。なお、大分県の有線テレビジョン放送事業者4者に係る裁定事案については、同年10月、同意すべきとされた福岡県の放送事業者4者から有テレ法及び行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、異議申立てがなされているところである。

ここで、上述の大分県の有線テレビジョン放送事業者に係る裁定の答申に当たり、情報通信審議会から、その答申のなお書として、「総務省においては、有線テレビジョン放送事業者による再送信に関し、有線テレビジョン放送の実態及び通信・放送の融合・連携の進展を踏まえ、受信者の利益の保護並びに地域ニーズに対応した多様な情報の制作、調達及び流通の促進の観点から、制度のあり方について今後幅広く検証すべきと考える。おいて、その際は、著作権法に基づく著作権及び著作隣接権の処理の観点にも十分留意すべきである。」と指摘があった。

3 再送信を取り巻く環境の変化

有テレ法は1972（昭和47）年に制定され、1986（昭和61）年に裁定制度の導入が行われて、今日に至っている。この間、有線テレビジョン放送事業者自身の業務内容、経営状況等は激変している。他方、地上放送の着実な普及等メディア環境の変化、情報通信技術の進展、生活圏の拡大等、有線放送による放送の再送信を取り巻く環境は様変わりしている。

(1) 有線テレビジョン放送の変化

① 加入世帯数及び施設規模

有テレ法が制定された1972（昭和47）年において、有線テレビジョン放送施設の加入世帯数は約90万世帯（世帯普及率で約3%）と推計されるが¹¹、その後増加し、1986（昭和61）年3月末で約460万世帯（世帯普及率で約12%）¹²、2007（平成19）年3月末で2,060万世帯（自主放送を行う許可施設の加入世帯数。世帯普及率で約40%）¹³となっている。

施設規模も大規模化しており、1986（昭和61）年3月末において、引込端子数が1万を超える許可施設は31（全許可施設の5.6%）¹⁴だったが、2007（平成19）年3月末における引込端子数が1万を超える許可施設は357（全許可施設の19.4%）¹⁵にのぼっている。

② 運営主体

有テレ法が施行された翌年の1974（昭和49）年3月末の許可施設の運営主体のうち、営利法人によるものは27であり、当時の全許可施設数（149）の約18%であった¹⁶。その後、1986（昭和61）年3月末では、137（全許可施設の約25%）、2007（平成19）年3月末では、936（全許可施設の約51%）となっており、営利法人の割合は大きく伸びてきている。

¹¹ 総務省資料及び住民基本台帳世帯数より推計。

¹² 郵政省「昭和61年通信白書」及び住民基本台帳世帯数より推計。

¹³ 総務省「ケーブルテレビの現状」（2007（平成19）年11月）より。

¹⁴ 郵政省「昭和61年通信白書」

¹⁵ 総務省「平成19年情報通信白書」

¹⁶ 郵政省「昭和58年通信白書」

③ 自主放送の状況

自主放送を行う施設の数も大きく伸びており、1972（昭和47）年3月では、3施設のみが自主放送を行っていたが¹⁷、その後、自主放送を行う許可施設は、1986（昭和61）年3月末では、98施設（全許可施設の約18%）、2007（平成19）年3月末では、704施設（全許可施設の約38%）となっている。

④ 経営状況

営利を目的として有線テレビジョン放送を行う者の経常収入は、1987（昭和62）年度において約114億円であったが¹⁸、これは当時の民間放送事業者（ラジオ放送等を含む。）の経常収入（約1兆3,500億円）の約0.8%に過ぎなかった。2006（平成18）年度においては、自主放送を行う許可施設で、営利法人のうち有線テレビジョン放送を主たる事業とする者の営業収益（有線テレビジョン放送事業以外の事業を含む。）は、約6,500億円となり、同年度の地上民間放送事業者（ラジオ放送等を含む。）の営業収益約2兆6,000億円の約25%に相当している¹⁹。

⑤ 伝送路の広帯域化、多様化

ICTの進展による広帯域伝送路導入に係るコストの低下により、放送のデジタル化及びインターネット接続のブロードバンド化に対応するため、有線テレビジョン放送施設の伝送路の光化及び伝送容量の広帯域化が進展している。

有線テレビジョン放送施設の伝送路は、かつては同軸方式が主体だったが、今日ではHFC²⁰方式や光ファイバ方式を取り入れる施設も増えてきており、2007（平成19）年においては、自主放送を行う許可施設（704）のうち、幹線に光ファイバを導入している施設数は543施設（77.1%）にのぼる。また、2007（平成19）年の幹線の

¹⁷ 総務省資料

¹⁸ 郵政省「平成元年通信白書」

¹⁹ 総務省プレスリリース

²⁰ Hybrid Fiber Coaxの略。ヘッドエンドからノードまで光ファイバケーブルを敷設し、その後は同軸ケーブルで各家庭まで引き込むシステム。

光化率は約40%となっているほか、1999（平成11）年から2007（平成19）年の8年間で、光ファイバ幹線の延長距離は4.9倍となっている（図2）。

図2 有線テレビジョン放送施設の幹線光化率

	1999.3	2007.3	1999～2007年 の伸び
幹線路(km)	96,228	213,105	2.2倍
（うち光ファイバ(km)）	17,080	84,506	4.9倍
幹線光化率	17.7%	39.7%	+22%

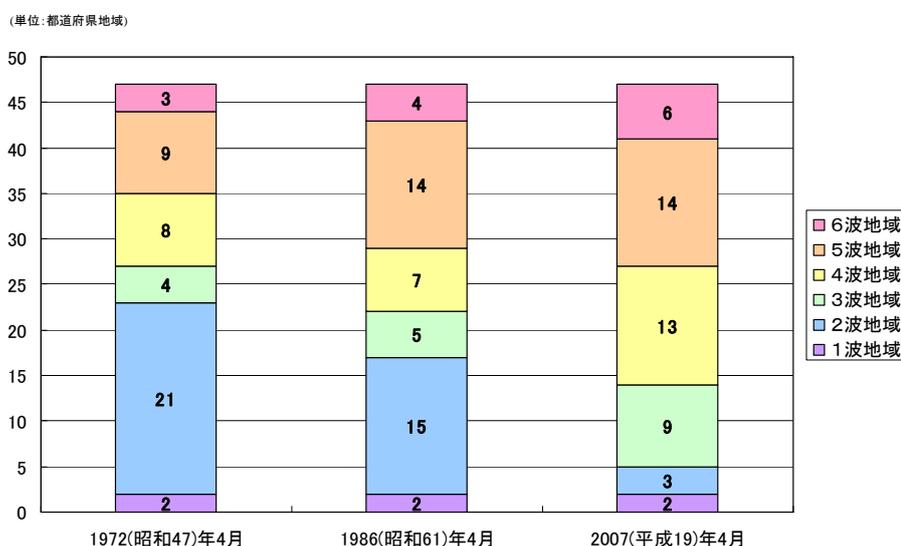
なお、ICTの進展は電気通信回線のコストを著しく低減させている。具体的には、1975（昭和50）年の時点で、東京～大阪間で48Kbpsのデータ通信専用回線（電電会社の提供する特定通信回線）を利用する場合、月額基本回線料は210万円だったものが、1986（昭和61）年にはNTTが提供する64Kbpsの専用サービスで月額基本回線料が110万円、2007（平成19）年にはNTTコミュニケーションズが提供する同サービスが約11万円となっている。

(2) 有線テレビジョン放送以外のメディアの変化

① 地上放送の普及状況

1972（昭和47）年において、3波以下の地域は全国で27県（全世帯の約33%²¹）であったが、1986（昭和61）年には22県（全世帯の約22%）、2007（平成19）年には14県（全世帯の約11%）となっている（図3）。

図3：都道府県単位の地上テレビジョン放送の普及状況



② 衛星放送の開始と普及

衛星放送については、1984（昭和59）年にNHKBSの試験放送として開始された。1989（平成元）年のNHKBSの契約数は、約42万件に過ぎなかったが、2007（平成19）年9月末現在、同

²¹ 総務省「住民基本台帳人口要覧」1973（昭和48）年、1986（昭和61）年及び2007（平成19）年の世帯数及び沖縄県資料より推計。

契約数は約1,300万件となっている。

また、CS放送については、1992（平成4）年に放送が開始され、2007（平成19）年4月末現在、スカイパーフェクTV!の契約数は約360万件となっている。

③ 有線役務利用放送の開始と普及

電気通信事業を営む者から電気通信役務の提供を受けて放送を行う電気通信役務利用放送については、2001（平成13）年に制度化され、翌年に施行されたが、IPマルチキャスト方式で有線役務利用放送を行う電気通信役務利用放送事業者は、2007（平成19）年9月末現在4社であり、加入世帯数は約23万世帯となっている。

このほか、電気通信事業者が提供する映像伝送サービスを利用して、有線テレビジョン放送と同等の方式で電気通信役務利用放送を行う事業者も増えており、2007（平成19）年10月現在、14社となっている。

④ ブロードバンドを利用した動画配信サービスの進展

我が国は世界で最も速く低廉なブロードバンド環境を実現しており、ブロードバンド契約数は2007（平成19）年9月末現在2,715万件、このうち、超高速回線であるFTTHの契約数は966万件となっている。

このブロードバンドを利用し、利用者からの求めに応じストリーミング方式で動画配信するサービスも伸びている。例えば、(株)USENが提供する動画配信サービスGyaοは、2005（平成17）年4月のサービス開始以来、2年半で視聴登録者数が約1,650万（2007（平成19）年10月末）に達しているほか²²、動画共有サイトYouTubeの家庭からの利用者は2007（平成19）年2月時点で月間1,017万人となっている²³。

²² (株)USEN 2007（平成19）年11月13日プレスリリース

²³ ネットレイティングス(株) 2007（平成19）年3月22日プレスリリース

(3) 国民視聴者の生活環境の変化

新幹線等による鉄道の高速化、高速道路の整備の進展等による道路環境の高度化・普及等により、生活圏も拡大している。

例えば、高速自動車国道の整備延長は、1972（昭和47）年には全国で710kmだったのが、1986（昭和61）年には3,721km、2007（平成19）年には7,422kmとなっている²⁴。

また、新幹線も、1964（昭和39）年に東海道新幹線が東京～新大阪間で開業した後、1972（昭和47）年に山陽新幹線、1982（昭和57）年に東北新幹線と上越新幹線、1992（平成4）年に山形新幹線、1997（平成9）年に長野新幹線と秋田新幹線、2004（平成16）年に九州新幹線が開業しており、県境をまたぐ通勤・通学、日常生活の広域化に貢献してきた。

こうした交通の高度化に伴い、人の日常生活における移動距離も長距離化し、生活圏が広域化しつつある。例えば、他の都道府県を就業地・通学地とする人（15歳以上）は、1970（昭和45）年には293万人（15歳以上の就業者・通学者全体の7.4%）に過ぎなかったのが、1985（昭和60）年には478万人（同8.6%）、2005（平成17）年には583万人（同8.5%）と着実に増加している²⁵。

²⁴ 国土交通省資料より

²⁵ 1970（昭和45）年、1985（昭和60）年、2005（平成17）年国勢調査より

図4 再送信を取り巻く環境の変遷

	有線テレビジョン放送法制定時 (S47 (1972))	放送制度制定時 (S61 (1986))	現在 (H19 (2007))
有線テレビジョン放送の進化	<ul style="list-style-type: none"> 世帯普及率は約3%。 CATVは小規模で再送信。 自主放送を行う施設は3。 営利法人は許可施設のうちの約2割(約30/150)(S49)。 	<ul style="list-style-type: none"> 世帯普及率は約12%。 CATVは小規模で再送信のみを行うものが多数。地元事業者要件等による地域限定的な事業展開。 自主放送を行う許可施設は98。 営利法人は許可施設のうちの約2.5割(約140/550)。 営利目的のCATV許可施設の経常収入は約100億円(S62年度)。 民放事業者の経常収入は約1兆3,500億円(S62年度)。 CATV/民放の経常収入の比率は約1%(S62年度)。 	<ul style="list-style-type: none"> 世帯普及率は約40%^{※1}。 規制緩和により、CATVの大規模化、事業者間連携、全国展開のMSO等が進展、ISPを含む多様なサービスの提供。 自主放送を行う許可施設は704。 営利法人は許可施設のうちの約5割(約940/1,840)。 自主放送を行うCATV許可施設(営利法人)の営業収益は約6,500億円(ISP事業その他含む、H18年度)。 地上民放事業者の営業収益は約2兆6,000億円(H18年度)。 CATV/民放の営業収益の比率は約25%(H18年度)。
放送の状況	<ul style="list-style-type: none"> 4ch以下 35県(全世帯の約59%) 3ch以下 27県(全世帯の約33%) 2ch以下 23県(全世帯の約27%) 	<ul style="list-style-type: none"> 4ch以下 29県(全世帯の約41%) 3ch以下 22県(全世帯の約22%) 2ch以下 17県(全世帯の約16%) 	<ul style="list-style-type: none"> 4ch以下 27県(全世帯の約30%) 3ch以下 14県(全世帯の約11%) 2ch以下 5県(全世帯の約3%)
メディアの進化		<ul style="list-style-type: none"> NHKBS試験放送開始(S59) 契約数・・・約42万件(H1) CS放送開始(H4) 	<ul style="list-style-type: none"> NHKBS契約数・・・約1,300万件 スカイパーフェクTV契約数・・・約360万件 IPマルチキャスト放送契約数・・・約23万件 ブロードバンドを利用した映像配信サービスの進展(例:Gyaoの視聴登録者数約1,650万人)
帯域化等	<ul style="list-style-type: none"> 電電公社企業向け専用回線(48kbps) 東京～大阪間回線基本料 210万円/月^{※2}(S50) 	<ul style="list-style-type: none"> NTT企業向け専用サービス(64kbps) 東京～大阪間回線基本料 110万円/月^{※2} 	<ul style="list-style-type: none"> 有線テレビジョン放送施設の幹線光化率 39.7% NTTコム企業向け専用サービス(64kbps) 東京～大阪間回線基本料 約11万円/月^{※2}
生活環境の進化	<ul style="list-style-type: none"> 他県就業・通学者 293万人(S45) 高速自動車国道整備延長 710km 	<ul style="list-style-type: none"> 他県就業・通学者 478万人(S60) 高速自動車国道整備延長 3,721km 	<ul style="list-style-type: none"> 他県就業・通学者 583万人(H17) 高速自動車国道整備延長 7,422km

※1現在の世帯普及率は、自主放送を行う許可施設分のみ。

※2約410kmで計算

(注)特に時期の記載がない数字はそれぞれS47,S61,H19のもの

4 有線テレビジョン放送事業者及び地上放送事業者の間の主な争点

本研究会では、(社)日本ケーブルテレビ連盟(以下「CATV連盟」という。)及び(社)日本民間放送連盟(以下「民放連」という。)から、区域外再送信問題についてヒアリングを行った。各団体の主張の概要は図5のとおりであるが、主な主張は以下のとおりである。

(1) 有線テレビジョン放送事業者(CATV連盟)の主な主張

① 区域外再送信について

区域外再送信について、CATV連盟が本研究会の第2回会合に提出した資料(以下「第2回CATV連盟提出資料」という。)において、「住民・視聴者はデジタル化後も区域内はもとより、区域外放送についてもこれまでと変わりなく提供されることを強く要望(必要と)している」²⁶、「地上放送の完全デジタル化を円滑に行うためにも区域外再送信を今まで通り早期に実施する必要がある」としたうえで²⁷、「アナログで見られたものはデジタルでも見られる様に」²⁸としている。

また、「住民・視聴者が要望する主たる要因」²⁹として、

- i) 「区域外の電波が届いている」³⁰
- ii) 「少数チャンネル」³¹
- iii) 「生活圏、文化圏が同一である」³²
- iv) 「長年の視聴習慣がある」³³
- v) 「複合型」³⁴

をあげている。

なお、区域外再送信の範囲について、「サービス提供範囲は近隣の地域に限定し、遠距離は考えていない」³⁵としている。

²⁶ 巻末参考資料③第2回CATV連盟提出資料P 4

²⁷ 同上

²⁸ 巻末参考資料③第2回CATV連盟提出資料P 5

²⁹ 巻末参考資料③第2回CATV連盟提出資料P 6

³⁰ 同上

³¹ 同上

³² 同上

³³ 同上

³⁴ 同上

³⁵ 巻末参考資料③第2回CATV連盟提出資料P 4

② 裁定制度について

裁定制度の要否について、第2回CATV連盟提出資料においては具体的な記述はないが、既に大臣裁定を行ったものについては、「視聴者利益の保護」のため、ケーブルテレビ事業者の責務として已む無く大臣裁定を申請」としている。

③ 再送信に関する対価について

対価については、「放送事業者の有する権利は許諾されており、対価請求は留保されている」³⁶、「基本的に関係権利団体との年間包括契約による支払い」³⁷としている。

④ 「不同意再送信」について

いわゆる「不同意再送信」について、「視聴者に対し、納得出来る理由なしにサービスを停止することはできない」³⁸、期限が切れる時点で「法令に順じ「大臣裁定」を仰ぐべきであったかもしれないが、日本的事情（和の精神）から話し合いによる解決を模索してきた」³⁹とし、「一概に”違法”という指摘は当たらないと考える」⁴⁰としている。

³⁶ 卷末参考資料③第2回CATV連盟提出資料P14

³⁷ 同上

³⁸ 卷末参考資料③第2回CATV連盟提出資料P12

³⁹ 卷末参考資料③第2回CATV連盟提出資料P13

⁴⁰ 同上

(2) 地上放送事業者（民放連）の主な主張

① 区域外再送信について

区域外再送信について、民放連が本研究会の第2回会合に提出した資料（以下「第2回民放連提出資料」という。）において、「区域外再送信が行きすぎた場合には、この「地域免許制度」は形骸化し、特に「県域」を基盤とするローカル民放局の経営を危うくし、「地方の放送文化」、「地域に根ざした放送サービス」の維持発展を難しくする」⁴¹と主張している。併せて、「区域外再送信問題の解決にあたっては、再送信先の民放事業者の意見を最大限に尊重すべき」⁴²としている。

② 裁定制度について

裁定制度について、「大臣裁定制度は廃止を含めた抜本的見直しを行うべき」⁴³として、その理由として、「地域免許制の形骸化」、「立法事実の消滅」、「著作権法との不整合」⁴⁴をあげている。

- i) 「地域免許制の形骸化」については、「区域外再送信への同意を強制する「総務大臣の裁定」制度は、放送法・電波法の地域免許制度や放送普及基本計画に明らかに矛盾」等⁴⁵としている。
- ii) 「立法事実の消滅」については、「今や「同一性の保持」にのみ着目する「非対称規制」の立法事実は失われている」⁴⁶としている。
- iii) 「著作権との不整合」については、「大臣裁定制度は、放送事業者が固有に持つ著作権・著作隣接権に配慮しておらず、行きすぎた大臣裁定は財産権を定めた憲法29条に抵触する可能性があるなど、法体系の矛盾を内包する」⁴⁷としている。

41 卷末参考資料④「総務省「有線放送による放送の再送信に関する研究会」ヒアリングにあたって」（平成19年11月8日（社）日本民間放送連盟）（以下脚注において、「第2回民放連提出資料①」という。）

42 卷末参考資料⑤「ケーブルテレビによる地上テレビ放送の再送信に関する意見」（平成19年11月8日（社）日本民間放送連盟）（以下脚注において、「第2回民放連提出資料②」という。）P3

43 卷末参考資料⑤第2回民放連提出資料②P5

44 3項目いずれも卷末参考資料⑤第2回民放連提出資料②P5～P6

45 卷末参考資料⑤第2回民放連提出資料②P5

46 卷末参考資料④第2回民放連提出資料①

47 同上

③ 裁定の基準について

裁定の基準について、「昭和61年5基準」は、ケーブルテレビ事業者が大臣裁定を申請するための資格要件であって、大臣裁定の判断基準とすることが適当ではない⁴⁸、「大臣裁定の判断基準がもっぱら「同一性の保持」にのみ着目する偏ったものであることを示すとともに、昭和61年の第104回国会衆議院通信委員会で表明された「(同意しない)正当な理由」が現在においても踏襲されたこととなり、甚だ遺憾である⁴⁹としたうえで、「こうした判断基準は、抜本的に見直すべき⁵⁰としている。

また、「多元性・多様性・地域性という放送制度の根幹の一つである「地域性」を無視している⁵¹、「現行の有線テレビジョン放送法の解釈では、隣接地域に限らず、遠隔地域間(例えば、北海道や沖縄県への在京キー局波)であっても、大臣裁定により区域外再送信を受けることが可能となる⁵²としている。

④ 再送信に関する対価について

対価については、「対価徴収(有料化)だけでは、区域外再送信問題は解決できない⁵³として、「民放事業者の判断で、契約更新時から対価徴収は可能。しかし、ケーブルテレビは、これまで地上テレビ放送を補完するメディアと考えてきたため、民放事業者は、実際の対価の請求を差し控えている⁵⁴、「地域免許制度を前提に、地上テレビ放送とケーブルテレビとが秩序ある発展を目指すことが重要であり、再送信の有料化が区域外再送信問題の解決策とは考えていない⁵⁵としている。

⑤ 事業者間の協議による解決について

事業者間の協議による解決について、「地上民放事業者は、デジタル放

⁴⁸ 巻末参考資料④第2回民放連提出資料①

⁴⁹ 同上

⁵⁰ 同上

⁵¹ 巻末参考資料⑤第2回民放連提出資料②P5

⁵² 同上

⁵³ 巻末参考資料⑤第2回民放連提出資料②P9

⁵⁴ 同上

⁵⁵ 同上

送の区域内再送信については円滑な同意に努めており、また、区域外再送信についても全てに対して同意を拒んでいるわけではなく、個々の事業者の判断において「同意が妥当な範囲」を模索し、要望に応じてきている⁵⁶としている。

削除：外

⑥ 「違法再送信」について

いわゆる「違法再送信」について、「放送事業者の同意や許諾を得ずに無断で行われるケーブルテレビ再送信は「違法再送信」である⁵⁷として、「ケーブルテレビ事業者は、こうした違法再送信を早急に中止すべきであり、そのために国は適切な措置を行うべき」⁵⁸としている。

⁵⁶ 卷末参考資料④第2回民放連提出資料①

⁵⁷ 卷末参考資料⑤第2回民放連提出資料②P7

⁵⁸ 同上

図5 研究会でのヒアリングにおける両連盟の主張の概要

		CATV連盟の意見	民放連の意見
再送信同意制度の意義		<ul style="list-style-type: none"> 基本的に放送事業者の事項である。有線テレビジョン放送がとやかくいうのは適切ではない。 マストキャリアーの場合は別として、大事な放送番組を無断で再送信できるようにするのは問題と思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 大臣裁定制度と不整合な点が問題。
裁定制度の必要性		<ul style="list-style-type: none"> 一定のルールのもと、それに基づき民民で解決するのがよい。ただ、それでも解決できないような場合のため、大臣裁定又は同様のものが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域免許制、著作権法と不整合であり、立法事実は消滅している。「同一性の保持」にのみ着目する偏ったものであり、抜本的に見直すべき。 民民の協議に委ねるべき
裁定の判断基準	地域性の観点（遠隔地間の区域外再送信）	<ul style="list-style-type: none"> 近隣の地域に限定し遠距離は考えていない。 例えば東京と北海道間ではコストが高くなりすぎ考えたこともない。 	<ul style="list-style-type: none"> 「民放3波以下の地域への配慮」「地理的・文化的・経済的な一体性」「再送信先の民放事業者の考え方の確認」等が考えられる。
	県域免許制との整合性	<ul style="list-style-type: none"> 維持するのが適当。ただし、文化・生活圏が一体な場合等区域外のニーズがあるところは、弾力的に認めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 区域外再送信が行きすぎた場合には、この「地域免許制度」は形骸化し、特に「県域」を基盤とするローカル民放局の経営を危うくし、「地方の放送文化」「地域に根ざした放送サービス」の維持発展を難しくする。
	地元局経営の観点	<ul style="list-style-type: none"> 民間放送事業者との共存共栄。 有線テレビジョン放送は地形難視、都市型難視の解消等で地上放送の補完的機能をはたし、放送事業者とは手を携えてきた。 地上放送デジタル化についても、放送事業者の置局計画を補完できればと考えている。 両者間で番組面での協力も行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> 「民放3波以下の地域への配慮」「地理的・文化的・経済的な一体性」「再送信先の民放事業者の考え方の確認」等が考えられる。） 経営的な影響の問題から地元局の納得が必要。 大分民放3局のシミュレーションでは18億円の逸失収入。
チャンネル数の観点（視聴者のニーズ対応等）	<ul style="list-style-type: none"> 原則として「アナログで見られていたものはデジタルでも見られる様に」 区域外再送信は専ら視聴者ニーズに対応するため。 	<ul style="list-style-type: none"> 「民放3波以下の地域への配慮」「地理的・文化的・経済的な一体性」「再送信先の民放事業者の考え方の確認」等が考えられる。 区域外のニーズがあるのは分かるが、4波ある地域は地元の系列局を見てほしい。 	

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 少数チャンネル地域で区域外のニーズがあるのは分かるが、だからといって全てOKということではない(視聴者ニーズも踏まえ可能な限り協議に努めている。) ・ 放送事業者としての視聴者ニーズの対応は、放送対象地域内の視聴者に放送を届かせること。
金銭事項の観点(著作権料等の支払い等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 著作権料について放送事業者等から請求されれば支払う。また、著作権料以外についても、納得性があれば、協議に応じる。 ・ 地元局への影響を軽減するための協力・支援についても、協議に応じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対価請求は留保。有線テレビジョン放送と民放は放送普及の「車の両輪」ということもあって、請求していない。 ・ 有テレ法と不整合な点が問題。 	
アナログ受信者の利益保護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として「アナログで見られていたものはデジタルでも見られる様に」 	<ul style="list-style-type: none"> ・ デジタルだから不同意ということではなく、もともと、系列局が増加していること、デジタル化投資の負担等から、見直したい。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初は全て同意。その後不同意。放送事業者から納得できる不同意の理由説明がないので視聴者に説明できないし、また、放送事業者を悪者にするのもできず、再送信を継続してきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 違法再送信を早急に中止すべきであり、そのために国は適切な措置を行うべき。 	
両団体間の協議の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賛成。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賛成。 	

第Ⅱ部 対応の方向性

1 検討の視点

第Ⅰ部で見てきたように、地上デジタル放送への完全移行を前に、現在、地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者の間における区域外再送信の同意に関する協議について、難航する事例が生じている。

こうした状況が続けば、有線テレビジョン放送については、地上アナログ放送では視聴できていた放送番組が地上デジタル放送では視聴できなくなるおそれがある。

一方、地上放送については、無秩序、無制限な区域外再送信によって、地上デジタル放送の中継局投資や番組制作に係る財政基盤の著しい脆弱化が惹き起こされる場合には、難視聴地域の拡大や放送番組の質の低下等が生じることが懸念される。

有線テレビジョン放送も地上放送も、地域社会に基盤を有するメディアとして、地上デジタル放送への円滑な移行に向けて相互に協調することが求められているが、区域外再送信の問題が長期化することによって、地上デジタル放送の普及に支障を及ぼし、国民視聴者の利益を損なうことがないようにしなければならない。

また、2007（平成19）年8月9日の情報通信審議会の答申においても、「総務省においては、有線テレビジョン放送事業者による再送信に関し、有線テレビジョン放送の実態及び通信・放送の融合・連携の進展を踏まえ、受信者の利益の保護並びに地域ニーズに対応した多様な情報の制作、調達及び流通の促進の観点から、制度のあり方について今後幅広く検証すべき。その際は、著作権法に基づく著作権及び著作隣接権の処理の観点にも十分留意すべき。」との指摘があったところである。

そこで、本研究会としては、制度面の見直しを検討することも重要な課題であることを認識しつつ、有線テレビジョン放送による地上放送の再送信に関し、2011年の地上デジタル放送への円滑な移行を確保する観点から、第Ⅰ部の3で見たような様々なメディア環境の変化等を勘案し、まずは、現行制度を前提として、現在問題が生じている事案を迅速かつ的確に解決できるよう、運用面での見直しについて重点的に検討を行うこととした。

この検討に当たっては、以下の点を十分に踏まえることとした。

- アナログ放送からデジタル放送への移行に伴う受信者の利益の確保（受信者の利益が損なわれないようにすること）

○ 当事者である地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者の考え方

また、いわゆるマストキャリア⁵⁹の導入等の再送信に係る制度の問題については、通信・放送の新たな法体系の検討を踏まえつつ、中期的課題として検討を行った。

⁵⁹ 公共的役割を有する放送について、配信プラットフォームや伝送サービス事業者に再送信義務を課すこと。

2 課題に関する対応の方向性

(1) 再送信同意制度の意義

放送は、直接かつ瞬時に、不特定多数の国民視聴者に対し情報を発信するメディアとして、他の情報通信メディアと比較しても大きな社会的影響力を有しており、多様な情報を国民視聴者に提供する点で現代社会において特別な役割を担っている。具体的には、健全な民主主義の発達に資する言論報道機関としての機能、地域住民の生活に必要な不可欠な情報提供や、多様化する国民視聴者のニーズに応じた豊かで良質な各種番組の提供などである。

放送事業者の放送番組が自ら送信した電波以外の方法により再送信される際、無断で改編されたり、放送事業者が意図しない地域において無断で再送信されれば、放送番組の同一性や当該放送事業者のチャンネルイメージが損なわれることとなる。特に、こうした再送信が有線テレビジョン放送のように、地域の不特定多数の者に対し情報発信する大きな社会的影響力を有するメディアにより行われた場合には、放送事業者の番組編集に相当程度の悪影響を与えることとなる。

このため、放送番組の再送信は、放送事業者の「同意」を要することとされており、これは放送に対する国民視聴者の信頼を背景として、放送事業者の「番組編集上の意図」を保護することを有テレ法上明らかにしたものである。また、こうした仕組みは、地上放送についての放送秩序の維持に結果的に寄与してきた面もあると考えられる。

この放送事業者の「番組編集上の意図」の含意には、様々なものがあり得るが、アナログ放送かデジタル放送かを問わず、それが保護されなくなるとを放送法及び有テレ法上防止すべき場合としては、具体的には、以下のものが考えられる。

- ① 有線テレビジョン放送事業者の一時的な判断、都合により再送信を行う時間、番組構成等について変更が行われ、放送事業者の放送番組についての「番組編集上の意図」が害され、又は歪曲されること。
- ② 放送法に定められる放送対象地域を前提として編集される放送番組が、それ以外の地域で無断で再送信されると、その放送が受信される地域に関する放送事業者の「番組編集上の意図」が害され、又は歪曲されること。

(2) 裁定制度の意義

裁定制度の目的は、再送信同意について制度趣旨を踏まえた適正な判断を確保することにより、「受信者の利益」を保護し、ひいては、有線テレビジョン放送の健全な発達を図ることである。この制度は、慎重な検討を経て示されたこれまでの裁定が全て同意裁定となっていることから見られるとおり、「受信者の利益」を広く保護する制度として機能してきた。また、裁定制度導入時に揺籃期にあったとされる有線テレビジョン放送業の振興に寄与してきた面もあると考えられる。

放送事業者の「番組編集上の意図」を保護する再送信同意制度において、同意するか否かは放送事業者の任意の判断に委ねられているが、この裁定制度は、放送事業者が再送信に係る同意をしないことにつき「正当な理由」が認められない限り、同意裁定を行う仕組みがとられている。

このように再送信に同意するべき旨の裁定は、放送事業者の「番組編集上の意図」を制約することとなるが、その制約根拠については、再送信される番組を視聴することによって得られる「受信者の利益」に関する十分な検討が必要である。

この「受信者の利益」としては、アナログ放送かデジタル放送かを問わず、具体的には以下のものが挙げられる。

① 受信者が自らの生活等に必要地域情報を取得できること。

この地域情報は、基本的には居住する地域（県）の地上放送を見ることにより得ることができるが、例えば、生活面・経済面での一定の関連性が認められる場合には、隣接の県の地上放送を見ることにより得られることもある。

② 受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の地上放送を再送信により視聴できること。

地上放送は、国民生活上不可欠な様々な情報を総合的に提供する放送であり、自らの生活等に必要地域情報が含まれるか否かに関わらず、複数の地上放送を受信できることのメリットは大きい。

特に、隣接する地域の地上放送を再送信することによりチャンネル数が事実上増加し、その地域における情報の多元性や多様性が向上し、地方政治を含めた民主主義の基盤強化が図られる場合には、「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。

これらの利益が具体的な裁定においてどのように扱われるかについては、後述する(3)で示すこととする。

裁定制度については、メディア環境の変化等に照らし、必要性が低下してきたのではないかとの指摘もある。しかしながら、国民の活動の範囲が広域化し、生活圏・経済圏が県域を越える場合がある中で、有線テレビジョン放送はその地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接県（地域）の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきており、こうした役割を地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送に担わせることは、当面、適当であると考えられる。

(3) 裁定の基準の見直し等

放送事業者が再送信に係る同意をしないことにつき「正当な理由」（有
テレ法第13条第5項）がある場合については、再送信同意制度による放
送事業者の「番組編集上の意図」の確保と、裁定制度による「受信者の利
益」の確保との調和を図る観点から考えることが適当である。

「番組編集上の意図」については、(1)の「再送信同意制度の意義」で述
べたように、様々なものがあり得るが、裁定制度において考慮の対象とな
るのは次のとおりと考えられる。

① 放送番組の同一性やチャンネルイメージ

この基準については、裁定制度の導入の法改正が行われた際に国会答
弁で次の5つの基準が例示として述べられている。これらの5つの基準
については、番組の同一性やいわゆるチャンネルのブランドイメージの
確保にかかわるという点で、「番組編集上の意図」の中核を占めること
から、基本的には、「受信者の利益」の内容や程度にかかわらず、常に
確保することが適当である。

- i) 放送番組が放送事業者の意に反して、一部カットして放送される場
合
- ii) 放送事業者の意に反して、異時再送信される場合
- iii) 放送時間の開始前や終了後に、そのチャンネルで別の番組の有線放
送を行い、放送事業者の放送番組か他の番組か混乱が生じる場合
- iv) 有線テレビジョン放送の施設が確実に設置できる見通しが無い、施
設設置の資金的基礎が十分でない等、有線テレビジョン放送事業者と
しての適格性に問題があるとされる場合
- v) 有線テレビジョン放送の受送信技術レベルが低く良質な再送信が期
待できない場合

② 放送が受信される地域についての意図（放送の地域性に係る意図）

ア) 背景

放送事業者がその放送番組を自らの放送対象地域以外では見られ
ないという「放送の地域性に係る意図」については、遠隔地の地上

放送をネットワークにより伝送し有線テレビジョン放送で再送信することが経済面等から困難であったことから、これまでは「遠隔地」間での区域外再送信が行われることが一般に想定されず、基準として示す必要性はそれほどなかったと考えられる。

しかしながら、光ファイバ網といった高速ネットワークの整備やこれを用いた伝送に係るコストの低廉化等により、遠隔地で受信した地上放送を自らの業務区域まで伝送し、区域外再送信として提供するサービスを行うことが一般に可能となってきた。また、交通や通信手段の発達等を背景として、国民の生活圏等の広域化は大きく進展しており、従来の地域の枠組みを超えて情報を得ようとする受信者のニーズが増大してきている。

こうした有線テレビジョン放送や受信者を取り巻く環境の変化を踏まえ、「放送の地域性に係る意図」についても裁定の基準として示すことが適当である。

イ) 受信者の利益と放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の比較衡量の基準

「放送の地域性に係る意図」は、広く国民視聴者に向かって表現（放送）されている放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたくないという消極的な意図であることから、「番組編集上の意図」の中核を占める上記5つの基準に比べて保護すべき必要性が相対的に低く、「受信者の利益」の内容・程度との比較衡量により、その確保の必要性（裁定での同意の適否）を判断することが適当である。

すなわち、放送事業者の「番組編集上の意図」である「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が、「受信者の利益」の程度との比較衡量において、許容範囲内（受忍限度内）にあるとは言えない場合には、放送事業者が同意しない「正当な理由」があると考えられる。

以下では、(2)の①と②で述べたそれぞれの「受信者の利益」の裁定における取扱いについて検討する。

a 「受信者が自らの生活等に必要地域情報を取得できること」の場合

(2)の①で述べられている隣接の地域（県）の地域情報を取得することに係る「受信者の利益」の程度については、再送信を行う有線

削除: 具体的には、「受信者の利益」の確保の必要性が大きい場合は、放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が受忍すべき範囲内にあるとして、同意裁定を行うことも適当であると考えられる。

テレビジョン放送事業者、再送信元の放送事業者のそれぞれが属する地域間の生活面・経済面での関連性の程度により定まると考えることが適当である。

こうした地域間の関連性の程度を量る要素としては以下のものが考えられる。

削除：。

i) 地域間における人・物等の交流状況

以下に掲げる事項のような人、物、情報等の交流の程度が強い場合には、一般的には、生活面・経済面での関連性の程度が高く、地域住民にとって当該地域の情報を取得したいという必要性が高いと考えられる。

- ・ 通勤・通学等人の移動状況
- ・ 両地域間の経済的取引状況
- ・ 電波のスピルオーバー 等

ii) 両地域の関係を巡る歴史的経緯等

例えば、江戸時代以前の「藩」の地域区分や方言等の風俗・文化圏については、現在の都道府県の行政区域とは異なる場合でも、県域を超えた文化的な交流等が積極的に行われ、あるいは、地域住民における一体感・親近感が強いことが考えられることから、そのような場合には、情報取得についての「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。

iii) 再送信に関する視聴実態、視聴習慣

再送信が行われている実態がある場合には、情報取得についての「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。特に、過去適正に同意を得て、長年にわたって再送信が行われてきたことにより、地域住民が区域外の放送番組を視聴することが習慣として根付いている場合には、「受信者の利益」の確保の必要性が一層大きくなると考えられる。

具体的な「生活面・経済面での関連性の程度」の判断については、i) を基本としつつ、ii) やiii) も併せて、個別の事案ごとに総合的に判断することが適当である。

このような「生活面・経済面での関連性」が認められる場合には、「受信者の利益」の確保の必要性が大きいことから、放送

削除：

削除：一定の

事業者の「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が受忍すべき範囲内にあるとして、同意裁定となること~~が~~適当と考えられる。

以上の考え方からすると、少なくとも、放送対象地域に隣接する市町村については、一般に同意裁定となるが、他方、一般的な国民の視点から見て放送対象地域から一見明白に遠方にあると認められる有線テレビジョン放送事業者が再送信する場合には、原則として同意裁定とはならないこととなる。

なお、この「受信者の利益」に係る同意裁定となる範囲について、「一定の区域」を定めることにより、当事者間の協議による円滑な解決を図ることも考えられるが、全国各地で地域事情が異なること等を勘案すると「一定の区域」を合理的かつ画一的に定められるかということ等に課題が残ることから、この点については今後の検討に委ねることとする。

b 「受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の地上放送を再送信により視聴できること」の場合

(2)の②で述べられている複数の地上放送の受信による利益、特に、情報の多元性や多様性に関する「受信者の利益」については、それがどのような場合であれば放送事業者の受忍すべき範囲内であると考えられるかを、さらに検討することが必要である。特に、この点については、例えば、少数チャンネル地域において、隣接する地域の地上放送を視聴できれば、その地域における情報の多元性や多様性の向上につながると考えられる一方、こうした方法により少数チャンネル地域を解消しようとするのが、現在の放送普及基本計画に定める考え方に照らし、十分な合理性を有するか否かについても、さらに検討が必要である。

いずれにしても、当事者間の協議に当たっては、この「受信者の利益」について、十分な配慮が行われることが必要であると考えられる。

③ その他の基準の検討

これまで述べたほか、裁定の基準として、区域外再送信が行われる地域の放送事業者の経営やニュースネットワーク協定を結んでいる放送事業者の経営に与える影響、適正な額の著作隣接権料その他の対価の支払

削除: も

削除: ただし、こうした考え方により、具体的な事案に応じて、「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度と、「生活面・経済面での一定の関連性」に関する「受信者の利益」の程度との比較衡量において、「許容範囲内(受忍限度内)」か否かを、個別に判断することは一般的に困難である

削除: 考えられる。
なお一方、この判断の基準が曖昧な場合には再送信同意に関する円滑な協議に支障を生じるため、放送事業者の放送対象地域と隣接する「一定の区域」にある有線テレビジョン放送事業者の再送信の場合には、「受信者の利益を確保することが必要」(同意裁定)と推定する仕組みを設けることが考えられる。

この「一定の区域」については、当事者間の予測可能

削除:

削除:

削除: なお、以上の考え方からすれば、例えば、関東広域圏の放送事業者の放送番組を「遠隔地」で

削除:

本研究会としては、少数チャンネル地域において、例

削除:

削除:

いの有無等を考慮すべきとの指摘がある。

しかしながら、こうした事項は、放送事業者の「番組編集上の意図」や「受信者の利益」と制度的関連性を有するものではなく、裁定という法的判断の対象にはなじまないと考えられる。

④ 経過措置

過去に「同意」が得られた再送信の実施が、②の考え方に基づく基準の下では困難になる場合も想定される。こうした場合については、「受信者の利益」を一定程度保護する観点から、経過措置（激変緩和措置）を講じることも考えられる。その経過措置の期間等については、2011年に予定される完全デジタル化等の受信者を取り巻くメディア環境の変化等を十分に踏まえることが必要である。

削除: 内容

削除: 具体的にいかなる期間とするかを含め、少なくとも

削除: つつ、さらに検討することが適当である

(4) 協議の円滑化のための措置

再送信同意に関しては、事業者間の協議により解決することが原則であり、当事者間において適正かつ客観的な判断が可能となるよう、「正当な理由」の解釈についても、総務省がガイドラインを策定し、公表することが適当である。

また、再送信同意に係る協議手続が定まっていないことにより、事業者間の協議においても混乱が生じているとの指摘を踏まえるとともに、当事者間の誠実な協議を促進するため、総務省が協議手続の具体的内容に関するガイドラインを策定し、公表することが適当である。

そのガイドラインにおいては、当事者が多様な情報の流通の促進の必要性を十分認識した上で誠実に協議を行うことや、法の趣旨を踏まえて受信者の利益を適正に確保すること等の原則を明記したうえで、協議開始の時期や協議に際して説明すべき事項等の具体的な手続を記載することが適当である。その際には、必要に応じて、新規の同意か、更新の同意か等によって場合分けして整理することが適当である。

削除: 必要性

削除: 等を

削除: することが

さらに、放送事業者が一度適正に同意した再送信に係る契約の更新を拒否する理由については、裁定に当たっての「正当な理由」に限られるものとし、その旨をガイドラインに明記することが適当である。これは、仮に、放送事業者が「正当な理由」なく拒否したとしても、拒否された有線テレビジョン放送事業者が、改めて裁定申請を行えば、「正当な理由」がない限り、同意裁定が行われることを踏まえたものである。

なお、総務省においては、これらのガイドラインを活用して、いわゆる「違法再送信」の解消等、再送信同意の適正化が十分に図られるよう、適切な措置を講ずるべきである。

おって、裁定制度との関連性はないが、再送信の実施に資するため、著作権隣接権料とは別に、必要に応じ、再送信の提供に係るサービスの対価について当事者が協議の上、一定の額を支払うことについて当事者間で検討することも考えられる。

削除: なお

(5) 著作権法との関係

再送信同意制度や裁定制度は、放送に対する国民視聴者の信頼や有線テレビジョン放送の「受信者の利益」を確保するための制度であり、この点において、著作権者等の権利の保護等を基本とする著作権法体系とは別個のものである。

しかしながら、放送事業者の著作隣接権との関係では、同意裁定が行われたにもかかわらず、当該放送事業者の著作隣接権の許諾が得られない場合、再送信を行うことができず、「受信者の利益」の確保の上で支障が生じることとなる。

このため、区域内再送信において受信障害地域の指定を受けた場合には、著作権法上の特例措置により著作隣接権者である放送事業者の権利処理が不要となる制度（有テレ法第13条第1項⁶⁰、著作権法第99条第2項⁶¹）を参考として、例えば、同意裁定が行われた場合には、当該放送事業者は許諾ではなく、報酬請求のみができる旨の措置も含め、制度改正の必要性について、今後、権利者である放送事業者との十分な協議の中で、検討が行われるべきである。

また、著作隣接権の処理に限らず、著作物に係る権利処理全般について、実務上も再送信に関して円滑に行えるよう、関係者の間で基本ルールを策定する等の取組みを行うことが適当である。

削除: する権利処理が

⁶⁰ 有テレ法第13条第1項「有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者は、第3条第1項の許可に係る施設を設置する区域の全部又は一部が、テレビジョン放送（放送法（昭和25年法律第132号）第2条第2号の5に規定するテレビジョン放送をいう。以下同じ。）の受信の障害が相当範囲にわたり発生し、又は発生するおそれがあるものとして総務大臣が指定した区域内にあるときは、その指定した区域においては、当該施設を設置する区域の属する都道府県の区域内にテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送（テレビジョン放送の電波に重畳して、音声その他の音響、文字、図形その他の影像又は信号を送る放送であつて、テレビジョン放送に該当しないものをいう。以下同じ。）を行う放送局（放送法第2条第3号に規定する放送局をいう。）を開設しているすべての放送事業者（放送法第2条第3号の2に規定する放送事業者をいう。以下同じ。）のテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで同時にこれを再送信しなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。」

⁶¹ 著作権法第99条第1項「放送事業者は、その放送を受信してこれを再放送し、又は有線放送する権利を専有する。」、同第2項「前項の規定は、放送を受信して有線放送を行なう者が法令の規定により行なわなければならない有線放送については、適用しない。」

(6) 中期的な課題

① ローカルコンテンツの充実

地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者は、ともに地域社会を基盤とするメディアとして普及・発展してきたものであり、地域密着型のローカルコンテンツをそれぞれ制作してきている。

また、地上デジタル放送の円滑な普及等に当たっても、2011年のアナログ停波に向けて、両者が連携して取り組んでいく必要がある。

このため、地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者は、いずれも、地域社会に基盤を有するメディアとして、各地域におけるローカルコンテンツの共同制作や地上デジタル放送の普及等に係る共同の取組等、相互に協調する体制の構築を検討することが適当である。

② 新たな紛争解決の手段

現在の再送信の紛争処理スキームについては、総務大臣に対する裁定申請以外の制度はないが、こうした裁定制度を活用することなく、当事者間の自主性に配慮したあっせんや、当事者双方の合意に基づき申請される仲裁に関する制度を設けることも有意義であると考えられる。なお、あっせん等の制度を設ける場合には、これらが機能するための条件整備（誠実対応義務等）について検討すべきである。

また、情報通信分野については、表現の自由の問題等慎重に対処すべき点多々含まれていることや、放送事業者の利益と受信者の利益との調整が複雑になる中で、この場合のあっせん等の主体としては、放送制度や紛争解決に関する高い専門性を備えた専門組織に委ねることが必要である。その際には、例えば、電気通信事業について、電気通信事業紛争処理委員会⁶²が担当していることを参考に、同様の機関を設けることや同委員会に新たに業務を担わせることも一つの方法と考えられる。この場合には、あっせん等を行う機関に裁定の諮問をすることがあっせん等に当たって整理した事実関係等を有効に活用する等の観点から適当である。

⁶² 電気通信事業分野においては、電気通信事業者間の接続等に係る紛争の迅速かつ効率的な処理を図るため、「あっせん」「仲裁」を専門的に取り扱うとともに、総務大臣の「裁定」に関する諮問への答申等を行う電気通信事業紛争処理委員会を2001（平成13）年1月30日に総務省に設置。

③ 通信・放送の融合を踏まえた課題

通信・放送の新たな法体系の検討において、有線テレビジョン放送と電気通信役務利用放送の区分の見直しの検討が行われる場合には、再送信同意に関する紛争処理スキームを含めた両者間のイコール・フットイングについて検討する必要がある。

また、再送信に関しては、現行制度上、有テレ法第13条第1項にあるように、受信の障害が相当範囲にわたり発生し、又は発生するおそれがあるものとして総務大臣が指定した場合には、その受信障害地域に施設を有する有線テレビジョン放送事業者は放送対象地域内の放送事業者の放送番組をそのまま再送信しなければならないという義務が課せられる。

しかしながら、共同受信施設によるものを含め、有線テレビジョン放送施設経由で地上放送を視聴している世帯が全体の6割を超えている現状にあり、地上放送については、あまねく普及すべき高い公益性を有するものであることから、今後、受信障害の有無にかかわらず、再送信を義務づける、マストキャリアーについて検討する必要がある。

このため、こうしたマストキャリアーの導入の必要性や再送信に関する紛争処理スキームの在り方については、その他のメディアにおける同様の議論とともに、今後、中期的に検討されることが適当である⁶³。

また、本研究会としては、現在問題が生じている事案を迅速に解決できることを最優先の課題として、現行制度を前提として運用面での見直しを行ったが、この見直しの結果は、中期的には、通信・放送の新たな法体系の検討を踏まえつつ、有線テレビジョン放送を含む「放送」全体に関する制度に係る抜本的な見直しが行われるまでの暫定的なものとして位置づけることが適当である。

以上

⁶³ 総務省「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」報告書（2007（平成19）年12月）（抄）

「……「特別メディアサービス」の対象となるコンテンツ配信サービスに関しマストキャリアー・マストオフター制度を導入することの必要性について、今後検討する必要がある。」

「……レイヤー間を越えた事業者間紛争の調停といった事項に対応するための中立的な機関を設けることの是非を検討するなど、行政組織のあり方についても幅広い検討が行われることを期待する。」

参考資料

参考資料①	「有線放送による放送の再送信に関する研究会」開催要綱・・・	36
参考資料②	「有線放送による放送の再送信に関する研究会」開催状況・・・	38
参考資料③	ケーブルテレビによる地上デジタル放送の区域外再送信について (2007(平成19)年11月8日第2回会合 CATV連盟 ヒアリング資料)・・・・・・・・・・・・・・・・	39
参考資料④	総務省「有線放送による放送の再送信に関する研究会」ヒアリング にあたって (2007(平成19)年11月8日 第2回会合 民放連ヒアリ ング資料)・・・・・・・・・・・・・・・・	50
参考資料⑤	ケーブルテレビによる地上テレビ放送の再送信に関する意見 (2007(平成19)年11月8日 第2回会合 民放連ヒアリ ング資料)・・・・・・・・・・・・・・・・	51
参考資料⑥	総務省「有線放送による放送の再送信に関する研究会」ヒアリング 民放連意見参考資料 (2007(平成19)年11月8日 第2回会合 民放連ヒアリ ング資料)・・・・・・・・・・・・・・・・	56
参考資料⑦	資料集・・・・・・・・・・・・・・・・	64

「有線放送による放送の再送信に関する研究会」開催要綱

1. 背景・目的

有線放送においては、事業者間の広帯域ネットワークの接続が進み、大容量ネットワークの広域化が進展しつつあり、デジタル化・IP化等の技術革新や通信・放送コンテンツの融合、業態の垣根を越えた事業者間連携の急速な進展等を背景に、様々な形態のサービスが出現し、この動きは、今後更に広がっていくものと考えられる。

一方で、これまでの難視聴地域や少数チャンネル地域等における地上放送の再送信手段としての補完的役割についても依然として重要との指摘もあり、放送のデジタル化、通信・放送の融合下における情報通信政策及び国民的ニーズの方向性を踏まえた今後の有線放送による放送の再送信のあり方が改めて問われている。

また、本年8月9日付の再送信同意に関する裁定申請に対する情報通信審議会の答申において、再送信制度のあり方について幅広く検証すべき旨の指摘があったところである。

このため、本研究会は、有線放送による放送の再送信の現状を把握し、課題を整理するとともに、今後のあるべき方策について検討することを目的として開催するものである。

2. 名称

本会合は、「有線放送による放送の再送信に関する研究会」と称する。

3. 検討内容

- (1) 有線放送による放送の再送信に関する現状把握
- (2) 有線放送による放送の再送信に関する課題の整理
- (3) 課題に対する今後の方策の検討 等

4. 構成及び運営

- (1) 本研究会は、情報通信政策局長の研究会とする。
- (2) 本研究会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本研究会には、座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は、本研究会の構成員の互選により定める。
- (5) 座長は、本研究会を招集し、主宰する。
- (6) 座長は、本研究会の構成員の中から座長代理を指名する。

- (7) 座長代理は座長を補佐し、座長不在のときは座長に代わって本研究会を招集し、主宰する。
- (8) 座長は、必要に応じ、関係団体等に出席を求めることができる。
- (9) その他、研究会の運営に必要な事項は、座長が定める。

5. 開催期間

平成19年10月に第1回会合を開催し、平成20年3月頃を目途に一定の結論を得る。

6. 庶務

本研究会の庶務は、情報通信政策局放送政策課が関係課の協力を得て行う。

「有線放送による放送の再送信に関する研究会」構成員

(敬称略、五十音順)

- いとう すずむ
伊東 晋 東京理科大学理工学部教授
- おと よしひろ
音 好宏 上智大学文学部教授
- きくち なおと
菊池 尚人 慶應義塾大学デジタルメディア・コンテンツ統合研究機構
特別研究准教授
- たかはし のぶゆき
高橋 信行 國學院大學法学部専任講師
- とさ かずお
土佐 和生 甲南大学法科大学院教授
- ながた みき
長田 三紀 NPO 法人東京都地域婦人団体連盟事務局次長
- ◎ にいみ いくふみ
新美 育文 明治大学法科大学院教授
- のほら さわこ
野原 佐和子 (株)イプシ・マーケティング研究所社長
- はせべ やすお
長谷部 恭男 東京大学法学部教授
- はやさか とみこ
早坂 禧子 桐蔭横浜大学法科大学院教授
- やました はるこ
山下 東子 明海大学経済学部教授

◎ 座長 ○座長代理

「有線放送による放送の再送信に関する研究会」開催状況

日程	内容
第1回 2007年10月5日	<ul style="list-style-type: none"> ○開催要綱（案）について ○座長の決定及び座長代理の指名について ○研究会の公開について ○事務局からの説明 <ul style="list-style-type: none"> ・ケーブルテレビを取り巻く現状について ・有線放送による再送信に関する現状と制度の概要について ○研究会の当面の進め方について
第2回 2007年11月8日	<ul style="list-style-type: none"> ○事務局からの説明 <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県別の区域外再送信の現状及びブロードバンド整備状況 ・放送及び有線放送に関する規制の異同 ○関係者からのヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ・(社)日本ケーブルテレビ連盟 ・(社)日本民間放送連盟 ○フリーディスカッション
第3回 2007年11月20日	<ul style="list-style-type: none"> ○主な論点
第4回 2007年12月7日	<ul style="list-style-type: none"> ○(社)日本ケーブルテレビ連盟及び(社)日本民間放送連盟間の協議状況について（両連盟からヒアリング） ○中間とりまとめの骨子案について
第5回 2007年12月21日	<ul style="list-style-type: none"> ○中間とりまとめ案について

索引

「5つの基準」・・・5, 25

区域外再送信・・・1

経営状況

—有線テレビジョン放送事業者の～・・・8

—地上民間放送事業者の～・・・8

再送信同意制度・・・4

裁定制度・・・5

自主放送・・・1

著作権法・・・4, 32

通信・放送の融合・・・34

動画配信サービス・・・11

普及状況

—有線テレビジョン放送の～・・・7

—地上放送の～・・・10

—衛星放送の～・・・10

—有線役務利用放送の～・・・11

放送対象地域・・・1

有線テレビジョン放送

—～の施設規模・・・7

—～の運営主体・・・7

—～における自主放送の状況・・・8